

農業委員会だより



農作物収穫体験会（R4.9.17）

紙面あんない

農地パトロール（利用状況調査）を実施	2 P
農業者年金情報、農業者年金説明会	3 P
相続や法人等の合併の届出	4 P
農作業事故の注意、家畜伝染病の発生予防	5 P
鳥獣被害防止対策、農業体験塾	6 P
農業振興公社からのお知らせ	7 P
小麦の刈取激励訪問、農地情報、各種申請	8 P

編集・発行

幕別町農業委員会
幕別町本町130番地1
☎幕 54-6625

忠類支局
幕別町忠類錦町439番地1
☎忠 8-2111

農地パトロール(利用状況調査)を実施しました

農業委員会では、8月17日から25日までの4日間、忠類地区を皮切りに、幕別地区、札内地区、南幕別地区の4地区に分かれ、各々の地区に所属する農業委員が中心となり、農地パトロール（利用状況調査）を実施しました。

今年は、過去に農地法や農業経営基盤強化促進法に基づく権利移動があった農地などを中心に利用状況調査を行い、対象農地全てが適正に利用されていることを確認することができました。

この調査は農地法の規定により、毎年1回、町内全域の農地利用状況を調査することが義務付けられており、農業委員会では毎年実施しています。

また、農業委員会では農地利用の最適化の推進のため指針を策定するとともに、農業委員は日常の活動として農地の耕作状況や違反転用に係る調査等を行っています。

農地の利用についてお困りの方は、是非お近くの農業委員にご相談ください。

農地は、食糧生産の重要な資源となります。

農業を営む皆さんには、引き続き適正な農地利用についてご理解とご協力をお願いします。



忠類地区農地パトロール(令和4年8月17日)



幕別地区農地パトロール(令和4年8月24日)



札内地区農地パトロール(令和4年8月24日)



南幕別地区農地パトロール(令和4年8月25日)

農業者年金が便利になっています

～より加入しやすく・生活設計に応じた年金受給～

ポイント 1

今年1月から...
若い農業者が加入しやすいよう保険料が引き下げられています

ポイント 2

今年4月から...
農業者年金の受給開始時期の選択肢が広がっています
(年金の受給開始時期を、ご自身で選択できます)
農業者老齢年金：65歳以上75歳未満

ポイント 3

今年5月から...
農業者年金の加入可能年齢が引き上げられています

ポイント 1

35歳未満の方は、月額1万円から加入できます

35歳未満で認定農業者に該当しない等一定の要件を満たす方は、1万円からでも通常加入できるようになっています。(上限6万7千円)

※保険料の納付下限額が2万円から1万円に引き下げられています。

【保険料引下げ(保険料1万円以上)の対象者】

次の①～⑤のいずれにも該当しない方

- ① 認定農業者かつ青色申告者 ② 認定就農者かつ青色申告者
- ③ ①又は②の者と家族協定を締結し、経営に参画している配偶者又は直系卑属
- ④ 認定農業者又は青色申告者
- ⑤ ①又は②以外の農業を営む者の直系卑属で、その農業に常時従事する後継者

ポイント 2

年金の受給要件を満たした方は、年金の受給開始時期を、ご自身で選択できます

(昭和32年4月2日以降に生まれた方が対象)

【年金の受給要件】

農業者老齢年金：65歳以上であること。

特例付加年金：60歳に達した日の前日において20年以上の保険料納付済期間等を有していること。農業を営む者ではないこと(経営継承を完了していること)。65歳以上であること。

ポイント 3

加入可能年齢が、60歳から65歳に引き上げられました

60歳以上65歳未満で国民年金に任意加入している方も農業者年金に加入できます。

【国民年金の任意加入者とは】

国民年金の保険料納付済期間が480月(40年)に満たない60歳以上

65歳未満の方で、年金額の充実を目的として、国民年金に任意で加入している方

※ 加入手続き、お尋ねしたい場合は、最寄りのJA、農業委員会まで問い合わせください

～農業者年金説明会・相談会のお知らせ～

制度の概要、農業者年金の受給・手続きについて、説明会・相談会を開催します。

今年は、新型コロナウイルス感染症拡大予防のため、事前予約制で実施します。

- 日 時：令和4年12月1日(木) 午後1時30分～
- 場 所：役場2階2-AB会議室
- 申込方法：事前に農業委員会へ電話で申し込みください。
- 申込期限：令和4年11月16日(水)
- 問い合わせ・申込先：☎幕54-6625 ☎忠8-2111

相続や法人の合併等により農地等の権利を取得したときは、農業委員会への届出が必要です。

どういう内容なの？

相続や法人等の合併に伴う届出は、農業委員会総会で諮られる農地等の権利移動に係る許可申請手続きとどう違うの？と思われる方が多いかも知れません。

農地法（第3条の3）では、農地又は採草放牧地について、農地法（第3条第1項）の許可等を受けた場合以外の相続等で、所有権、地上権、使用貸借等による権利、賃借権等の権利を取得した場合、遅滞無くその農地等の存する市町村の農業委員会に対して、「許可申請」ではなく「届出」をするよう規定されています。

このような届出は、農業委員会が許可等によって把握できない農地等の権利移動があっても、農業委員会がこれを知り、その機会をとらえて、農地等の適正かつ効率的な利用のために必要な措置を講ずることができるようにする大切な役目を担っています。

相続や法人の合併等があった場合は、必ず農業委員会への届出をお願いします。

どのような権利取得なの？

届出が必要とされる具体的な農地等についての権利取得は、次のとおりです。

- 1 相続（遺産分割、包括遺贈及び相続人への特定遺贈を含む。）
- 2 法人の合併・分割
- 3 時効等

また、本文では「遅滞無く届け出る」こととなっておりますので、農地等について権利を取得したことを知った時点からおおむね10か月以内の期間に手続きを行うことに留意してください。

さらに、この届出は、農地法第3条第1項に掲げる権利取得の効力を発生させるものではなく、例えばとなりますが、届出をしたことにより時効による権利の取得が認められるというものではないことに注意する必要があります。

どのように届出するの？

次に掲げる事項を記載した書面を、農業委員会に提出してください。

- ・権利を取得した者の氏名及び住所
（法人：その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- ・権利を取得した農地又は採草放牧地の所在、地番及び面積
- ・権利を取得した事由及び権利を取得した日
- ・取得した権利の種類及び内容

※届出書は任意様式でも構いませんが、幕別町のホームページからダウンロードできます。

【幕別町のトップページ】 観光・産業ビジネス ⇒ 農業 ⇒ ○農業委員会
⇒ ○各種様式 を順にクリック

※不明な点がありましたら農業委員会まで問い合わせください。

【問い合わせ先：☎幕54-6625 農地振興係】

収穫時期の農作業事故を防ぎましょう（農林課農政係）

幕別町における農作業中の負傷事故は、年間 50 件前後発生しており、令和 3 年度においても 32 件発生しています。

発生原因は、家畜による事故が 13 件（40.6%）で最も多く、次いで農業機械による事故が 6 件（18.8%）、人の転倒が 5 件（15.6%）となっています。

◆直近5年間の原因別農作業事故発生状況の推移(負傷事故)

(単位:件)

年度	農業機械	家畜(牛・馬・豚)	高所転落	人の転倒	蜂	農業中毒(殺虫、殺菌、除草)	農薬不明	鎌	鍬	小農具その他	小農具不明	その他	不明	計
平成29年度	16	24	4	4	1	0	1	0	0	0	0	2	0	52
平成30年度	11	15	0	4	2	0	0	2	0	4	0	9	0	47
令和元年度	11	22	4	6	1	0	0	2	0	0	0	9	2	57
令和2年度	8	16	2	6	2	0	0	1	0	1	0	2	0	38
令和3年度	6	13	2	5	0	0	0	0	0	3	0	3	0	32

これらの農作業事故は、作業の遅れに伴う疲れや焦り、作業の慣れや気持ちの緩みなど、ちょっとした油断や不注意が原因と考えられます。

ゆとりを持ち、定期的に休憩をとり、家族で声を掛け合いながら農作業を進めましょう。

◆農作業事故を防ぐために、こんなところに注意しましょう！

- 作業計画は無理をせず、安全な計画をたてましょう。
- 疲れたら休憩をとりましょう。
- 農機具を動かす前には周りの安全を確認してから作業しましょう。
- 農機具の点検整備は、エンジンを止めてから行いましょう。
- 農機具の回転部に雑物が詰まったときは、速やかにエンジンを止めて取り除きましょう。
- トラクターの転倒事故から身を守る、安全フレームやシートベルトを装着しましょう。
- 共同作業は声を掛け合いましょう。
- 農薬の保管と取扱には十分に注意しましょう。
- 農薬散布のときは吸い込みや、直接肌に触れないよう注意しましょう。

家畜伝染病自衛防疫組合からのお知らせ（農林課畜産係）

幕別町家畜伝染病自衛防疫組合では、家畜の伝染病による疾病発生の予防を目的に、予防接種や広報活動を行っています。

家畜伝染病の発生を予防するため、家畜を飼養されている方は、次の点に注意し、予防の徹底にご協力をお願いします。

- 新たに家畜を導入したときは、1週間～10日間程度の期間隔離し、健康であることを確認しましょう。
- 畜舎に出入りする際の消毒のため、踏み込み消毒槽等を設置しましょう。
- 敷地を出入りする自動車用として、敷地の出入口に消石灰を散布しましょう。
消石灰は幅3m以上散布するとタイヤ消毒に効果的です。
- 野鳥、ネズミなどの野生動物が侵入しないように防鳥ネット等を設置しましょう。
- 定期的に飼槽、水槽の消毒や畜舎の清掃を行いましょう。

鳥獣被害防止施策について（農林課林務係）

近年、鳥獣による農作物等への被害が増加しています。幕別町では、被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するため、幕別町鳥獣被害防止計画を策定し鳥獣被害の防止に取り組んでいます。

これまでも、地元猟友会と連携し、年間を通して銃器と罠による捕獲の実施や、幕別町鳥獣被害対策実施隊による町内巡回等の実施、幕別町農業協同組合が主体となって、シカ侵入防止柵の設置などに取り組んでいますが、銃器を扱える捕獲従事者の高齢化や次世代の担い手不足等、今後、従事者の確保が困難となることが予想されることから、幕別町では、猟銃の資格取得に対し補助金を交付しています。

◆参考：直近5年間の農作物への被害額

（単位：円）

鳥獣名	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
シカ	22,553,778	19,319,958	18,353,600	25,413,223	22,661,216
キツネ	6,485,006	7,165,932	4,734,758	3,729,532	5,995,813
アライグマ	15,640	325,823	25,885	129,789	126,121
カラス・ハト	5,455,038	4,180,203	4,821,937	3,814,847	4,328,979
ヒグマ	0	0	82,065	0	67,916
その他	2,395,295	805,593	1,076,273	742,412	224,243
合計	36,904,757	31,797,509	29,094,518	33,829,803	33,404,288

※毎年1月頃、ゆとりみらい21推進協議会で被害額の調査を実施しています。調査にご協力ください。

◆参考：直近5年間の鳥獣の捕獲数

（単位：頭・羽）

鳥獣名	平成29年度			平成30年度			令和元年度			令和2年度			令和3年度		
	銃	罠	計	銃	罠	計	銃	罠	計	銃	罠	計	銃	罠	計
シカ	610	48	658	604	39	643	693	44	737	858	59	917	874	38	912
キツネ	217	69	286	112	59	171	125	65	190	168	37	205	134	40	174
アライグマ		1	1	0	4	4	5	18	23	7	26	33	10	26	36
カラス・ハト	1,026	0	1,026	327	0	327	103	0	103	71	2	73	92	0	92
ヒグマ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	3	5

農業体験塾 ・ 農作物収穫体験会が行われました

令和4年9月3日（土）、町内の小学生・中学生を対象に農業体験塾が行われました。

また、17日（土）は町民を対象に、農作物収穫体験会が行われました。

いずれも幕別町農業試験圃場において、とうもろこしや人参、馬鈴薯、カボチャなどの収穫を体験しました。参加した子どもたちは、土に親しみ、自らが収穫した野菜に感動しながら、笑顔溢れる1日となったようです。



幕別町農業振興公社から

交流会のお知らせ

幕別町では、農業後継者を対象に、独身農業後継者で組織する「クラブアップル」が主催する『交流会』と、町農業振興公社主催の小規模交流会、通称『農コン』を開催しています。

これから開催予定の交流会および過去5年間の交流会や個別紹介による成婚数を、次のとおりお知らせします。

♡クラブアップル交流会♡

- ・日 時 令和4年12月10日（土）
午後3時30分～
- ・内 容 カーリング体験と「北海道ホテル」での対面食事会
- ・募集人数 4人（20～35歳の町内独身農業者）

♡農コン（小規模交流会）♡

- ・日 時 令和4年12月3日（土）
午後7時30分～
- ・内 容 「北海道ホテル」での対面食事会
- ・募集人数 4人（30～40歳の町内独身農業者）

※ いずれの交流会も新型コロナウイルス感染症の感染対策を講じたうえで開催します。また、緊急事態宣言など感染拡大防止措置が発せられた場合は、内容の変更や延期・中止をする場合があります。

◆問合せ・申込先 公益財団法人幕別町農業振興公社
☎ 57-2711 FAX 57-2716
URL <http://www.makubetsu-nsk.com/>

★農業後継者成婚数の推移

年度	成婚数	うち公社の事業（グリーンパートナー対策事業）による成婚数		
		クラブアップル交流会	その他交流会	個別紹介
H29	7	1	0	1
H30	4	1	1	0
R1	7	1	0	0
R2	6	0	0	0
R3	3	0	0	0

7/30 小麦の刈取激励訪問



今年は長雨・日照不足の影響により、小麦の生育への影響が心配された中、7月30日の忠類地区における小麦刈取作業の激励訪問に、谷内会長が寺林議長、伊藤副町長とともに出席しました。



のうち知ツク情報 vol.4

共有名義の農地の持分を、単独で所有権移転したい

例えば、姉妹5人で共有する農地を所有している場合、共有者（姉妹）の同意なしで、自分の持分だけを農地法第3条の許可を得て、第三者に所有権の移転をすることはできないのかという相談があったとします。

農地法上では、共有名義の農地の持分を、共有者の同意を得ずに、第3条の許可を得て第三者に所有権を移転することは可能であるという解釈は否定できません。

しかしながら、農地法第3条の許可にあたっては、他の姉妹4人とその第三者において今後、その農地を共に耕作するという前提で判断がされることとなりますので、一般的には、別々の経営体が共有名義の農地で一緒に耕作することは非常に難しいのではという論点となります。

すなわち、共有名義の農地については、共有者同士の権利の持分だけが決まっており、面積区分で第三者と共有者（姉妹）の所有を明確に出来ず、別々の経営体と同じ農地を共に全て耕作することになるので、現実的には、許可が下りるには大変難しくなるものと考えられます。

◆ 広報委員 ◆
 ・ 委員 長
 ・ 委員 長

松 湯 佐 渡 高 多 佐
 本 佐 間 邊 橋 田 藤

茂 博 ひ 孝 悦
 誠 ろ 篤
 雄 孝 子 二 啓

各種申請は毎月10日までに

農地法に基づく各種許可申請（農地の売買、転用など）や地目の現況証明願いの締切りは、毎月10日（閉庁日の場合は直後の開庁日）となっています。

書類を準備のうえ、農業委員会事務局に申請をしてください。

なお、総会や現地調査等で事務局員が不在となる場合がありますので、電話による事前照会・予約をお勧めします。

申請書の様式は、幕別町のホームページからダウンロードできます。

【幕別町のトップページ】

観光・産業ビジネス ⇒ 農業 ⇒ ○農業委員会
 ⇒ ○各種様式 を順にクリック